

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更理由

表3-6 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(6次申請、化学処理施設)

6次申請書(2021.2.15付け三原燃第20-0695号から引用)

Table with multiple columns listing equipment names and technical standards. The table contains a grid of checkmarks and symbols indicating compliance with various standards.

※1 本表の記載は、本表の記載内容が、本表の記載内容に基づいて設計されたものであることを示すものであり、本表の記載内容が、本表の記載内容に基づいて設計されたものであることを示すものではありません。

※2 本表の記載内容が、本表の記載内容に基づいて設計されたものであることを示すものではありません。

○: 設計基準なし・工事なし
□: 設計基準あり・工事なし
●: 設計基準あり・工事あり
加工施設では該当しない項目
加工施設後の基準が変更または追加されている項目

○: 当該設備が設置されていない項目

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第 2106016 号にて認可)

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表3-6 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (6次申請、放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄設備)) 6次申請書(2021.2.15付け三原燃第20-0695号から引用)

Table with columns for equipment names (e.g., 脱気ファン, 乾燥機), technical standards (e.g., 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100), and compliance status (Yes/No/Not specified).

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

表 4-1-4 工場棟成型工場 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (3/6)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	5次申請	6次申請	7次申請
<p>火災等による損傷の防止</p> <p>技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。</p> <p>[4.1-1-1]消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 感知器(煙):35個(2階:7個、3階:28個) 感知器(熱):194個(1階:19個、2階:159個、3階:16個) 感知器(空気管式):2基(3階) 警報設備(ベル):16個(1階:5個、2階:5個、3階:6個) (中継盤:1基) <p>[4.1-1-2]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100㎡×2)と消火水配管により接続。</p> <p>[4.3-1-1]ガラリ部の火災区域境界は気体遮断設備で構成される。</p> <p>[5.6.1-1-3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、順に漏水検知警報設備を設置する設計とする。</p>		<p>防火水槽(896)及び可搬消防ポンプ(897)</p> <p>気体遮断設備(2) (640)～(651)</p>	<p>警報設備(ベル)(中継盤)</p>
<p>漏水による損傷の防止</p>			<p>漏水検知警報設備(899)</p>

2589

変更後

表 4-1-4 工場棟成型工場 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (3/6)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	5次申請	6次申請	7次申請
<p>火災等による損傷の防止</p> <p>技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。</p> <p>[4.1-1-1]消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 感知器(煙):35個(2階:7個、3階:28個) 感知器(熱):195個(1階:19個、2階:159個、3階:17個) 感知器(空気管式):2基(3階) 警報設備(ベル):16個(1階:5個、2階:5個、3階:6個) (中継盤:1基) <p>[4.1-1-2]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100㎡×2)と消火水配管により接続。</p> <p>[4.3-1-1]ガラリ部の火災区域境界は気体遮断設備で構成される。</p> <p>[5.6.1-1-3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、順に漏水検知警報設備を設置する設計とする。</p>		<p>防火水槽(896)及び可搬消防ポンプ(897)</p> <p>気体遮断設備(2) (640)～(651)</p>	<p>警報設備(ベル)(中継盤)</p>
<p>漏水による損傷の防止</p>			<p>漏水検知警報設備(899)</p>

2589

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

表 4-1-15 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設 7次申請
核燃料物質の臨界防止	-	-
安全機能を有する施設の 地盤	-	-
地震による損傷の防止	-	-
津波による損傷の防止	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	-	-
人の不法な侵入等の防止	-	-
閉じ込めの機能	[10.1-1-5] 屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。 [11.1-1-1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 設置設備の種類と員数 。 感知器(煙): 2個 (1階南北渡り廊下) 。 感知器(熱): 7個 (1階) 。 感知器(空気管式): 5基 (1階: 1基、2階: 4基) 。 警報設備(ベル): 2個 (1階: 1個、2階: 1個) (中継盤: 1基) 。 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7参照 (中継盤の配置は、図リ非-6 (7次) 参照)	漏水検知警報設備 (871) 警報設備(ベル) (中継盤)
火災等による損傷の防止	[11.1-1-5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100㎡×2)と消火水配管により接続。 [12.1-1-3] 屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	防火水槽 (896) 及び可稼消防ポンプ (897) 漏水検知警報設備 (871)

2630

変更後

表 4-1-15 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設 7次申請
核燃料物質の臨界防止	-	-
安全機能を有する施設の 地盤	-	-
地震による損傷の防止	-	-
津波による損傷の防止	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	-	-
人の不法な侵入等の防止	-	-
閉じ込めの機能	[10.1-1-5] 屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。 [11.1-1-1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 設置設備の種類と員数 。 感知器(煙): 2個 (1階南北渡り廊下) 。 感知器(熱): 5個 (1階) 。 感知器(空気管式): 5基 (1階: 1基、2階: 4基) 。 警報設備(ベル): 2個 (1階: 1個、2階: 1個) (中継盤: 1基) 。 設置設備の配置 図リ非-3-3、3-7参照 (中継盤の配置は、図リ非-6 (7次) 参照)	漏水検知警報設備 (871) 警報設備(ベル) (中継盤)
火災等による損傷の防止	[11.1-1-5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100㎡×2)と消火水配管により接続。 [12.1-1-3] 屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	防火水槽 (896) 及び可稼消防ポンプ (897) 漏水検知警報設備 (871)

2630

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更理由

表1-1-3 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(4次申請対象建物)(1/4)

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

資料No.	資料項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
加工施設の技術基準	加工施設の技術基準	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項	第十八項	第十九項	第二十項	第二十一項	第二十二項	第二十三項	第二十四項	第二十五項	その他
項目	項目	防火	地震	地震	建築	外部	防火	防火	防火	防火	防火	防火	防火	防火	防火	防火	防火	防火	防火	防火	防火	防火	防火	その他
仕様表No.	設計番号 ^{注1}	変更区分																						
造表イ建-1	工場棟 転換工場	改造	○																					
造表ハ建-2	工場棟 成型工場	改造	○																					
造表ホ建-1	工場棟 組立工場	改造	○																					
造表ヘ建-4-1	付属建物 第2核燃料倉庫	改造	○																					
造表ト建-3-2	放射線管理棟	改造																						
造表ト建-3-3	付属建物 放射線管理棟前室	新設																						
造表ト建-3-4	付属建物 除染室・分析室	改造	○																					
造表イ建-1 工場棟 転換工場	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																						
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																						
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																						
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																						
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設																						
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																						
	緊急対策設備(1) 非常用照明	改造																						
緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																							
緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	新設																							

注1: 設計番号は4次申請の設計番号を示す

注2: 設計番号は7次申請の設計番号を示す

- : 設計変更なし+工事なし
- ◎: 設計変更あり+工事なし
- : 設計変更あり+工事あり 注3

注3: 当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目
設工認技術基準が変更または追加されている項目

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表1-1-3 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(4次申請対象建物)(1/4)

資料No.	資料項目	加工施設の技術基準	設工認技術基準																						
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
仕様表No.	名称	変更区分	項目																						
追表イ建-1	工場棟 転換工場	改造	○																						
追表ハ建-2	工場棟 成型工場	改造	○																						
追表ホ建-1	工場棟 組立工場	改造	○																						
追表ヘ建-4-1	付属建物 第2棟燃料倉庫	改造	○																						
追表ト建-3-2	放射線管理棟	改造																							
追表ト建-3-3	付属建物 放射線管理棟前室	新設																							
追表ト建-3-4	付属建物 除染室・分析室	改造	○																						
追表イ建-1 工場棟 転換工場	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																							
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																							
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																							
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																							
	自動火災報知設備 火災感知設備	変更なし																							
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																							
	緊急対策設備(1) 非常用照明	改造																							
緊急対策設備(1) 誘導灯	改造																								
緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	新設																								

注1: 設計番号は4次申請の設計番号を示す

注2: 設計番号は7次申請の設計番号を示す

- : 設計変更なし+工事なし
- ◎: 設計変更あり+工事なし
- : 設計変更あり+工事あり 注3

注3: 当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目
 設工認技術基準が変更または追加されている項目

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表1-1-3 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(4次申請対象建物)(4/4)

資料No.	資料項目	加工施設の技術基準	項目																							
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
仕様表No.	名称	変更区分																								
	設計番号 ^{注1}																									
追表ト建-3-2 放射線管理棟	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																								
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																								
	非常用通報設備 通信連絡設備	変更なし																								
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																								
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設																								
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																								
	緊急対策設備(3) 堰(内部漏水止水用)	新設																								
追表ト建-3-3 放射線管理棟 前室	非常用通報設備 放送設備	増設																								
	非常用通報設備 通信連絡設備	変更なし																								
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																								
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設																								
	緊急対策設備(1) 非常用照明	増設																								
	緊急対策設備(1) 誘導灯	増設																								
	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																								
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																								
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																								
追表ト建-3-4 除染室・ 分析室	消火設備 屋外消火栓	変更なし																								
	自動火災報知設備 火災感知設備	改訂																								
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																								
	緊急対策設備(3) 堰(内部漏水止水用)	新設																								
	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																								
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																								
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																								

注1: 設計番号は4次申請の設計番号を示す
注2: 設計番号は7次申請の設計番号を示す

- : 設計変更なし+工事なし
- ◎: 設計変更あり+工事なし
- : 設計変更あり+工事あり 注3

本加工施設では該当しない項目
設工認技術基準が変更または追加されている項目

注3: 当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表1-1-3 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(4次申請対象建物)(4/4)

資料No.	資料項目	加工施設の技術基準	項目	設工認技術基準																						
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
仕様表No.	名称	変更区分																								
造表ト建-3-2	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																								
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																								
	非常用通報設備 通信連絡設備	変更なし																								
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																								
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設及び改修																								
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																								
	緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	新設																								
	放射能測定装置(α、β線用)	変更なし																								
放射能測定装置	変更なし																									
造表ト建-3-3	非常用通報設備 放送設備	増設																								
	非常用通報設備 通信連絡設備	変更なし																								
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																								
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設																								
	緊急対策設備(1) 非常用照明	増設																								
緊急対策設備(1) 誘導灯	増設																									
造表ト建-3-4	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																								
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																								
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																								
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																								
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設及び改修																								
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																								
緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																									
緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	新設																									

注1: 設計番号は4次申請の設計番号を示す

注2: 設計番号は7次申請の設計番号を示す

- : 設計変更なし+工事なし
- ◎: 設計変更あり+工事なし
- : 設計変更あり+工事あり 注3

注3: 当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目
 設工認技術基準が変更または追加されている項目

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更理由

表1-1-5 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(6次申請対象建物)(3/3)

資料No.	1	2	3	4	5															6	7	8					9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
					外部衝撃損傷																	火災損傷																			
資料項目	臨界防止	地震	地震損傷	津波損傷																不法侵入	閉じ込め						浴水損傷	安全避難通路	安全機能	材料・構造	搬送設備	貯蔵設備	警報設備	放射線施設	産業施設	汚染防止	遮蔽設備	換気設備	非常用電源	通信連絡設備	
加工施設の技術基準	第四十条第1項	第四十条第2項	第四十条第3項	第七十条	第八十条第1項	第八十条第2項	第八十条第3項	第八十条第4項	第八十条第5項	第八十条第6項	第八十条第7項	第八十条第8項	第八十条第9項	第八十条第10項	第八十条第11項	第八十条第12項	第八十条第13項	第八十条第14項	第八十条第15項	第八十条第16項	第八十条第17項	第八十条第18項	第八十条第19項	第八十条第20項	第八十条第21項	第八十条第22項	第八十条第23項	第八十条第24項	第八十条第25項	第八十条第26項	第八十条第27項	第八十条第28項	第八十条第29項	第八十条第30項							
項目	単一ユニット	複数ユニット	地震(注3)	地震重要度分類	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力	地震力							
仕様表No.	名称	変更区分	4.2-1R1	4.2-1R6	5.1-1R1	6.1-1R1	6.1-1R7	6.1-1R8																																	
追表ト建-3-7 第2廃棄物処理所	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																																							
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																																							
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																																							
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																																							
	自動火災報知設備 火災感知設備	改造																																							
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																																							
追表ト建-3-8 第3廃棄物倉庫	非常用通報設備 非常用照明	変更なし																																							
	非常用通報設備 通信連絡設備	改造																																							
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																																							
	自動火災報知設備 火災感知設備	変更なし																																							
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																																							
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																																							

注1: 設計番号は6次申請の設計番号を示す
 注2: 設計番号は7次申請の設計番号を示す

- : 設計変更なし+工事なし
- ◎: 設計変更あり+工事なし
- : 設計変更あり+工事あり 注3

注3: 当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

- 本加工施設では該当しない項目
- 設工認技術基準が変更または追加されている項目

新たに規制対象となる施設	
非常用通報設備 放送設備	緊急対策設備(1) 非常用照明
非常用通報設備 通信連絡設備	緊急対策設備(1) 誘導灯
消火設備 屋外消火栓	緊急対策設備(1) 安全避難通路
消火設備 消火器	

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更内容の記載適正化に伴い、変更区分を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表1-1-5 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(6次申請対象建物)(3/3)

資料No.	資料項目	加工施設の技術基準	項目	資料No.																						
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
101-建5	非常用通報設備	非常ベル設備	変更なし																							
101-建28	非常用通報設備	放送設備	変更なし																							
111-建1	非常用通報設備	通信連絡設備	増設																							
111-建3	消火設備	屋外消火栓	変更なし																							
111-建5	自動火災報知設備	火災感知設備	改造及び増設																							
121-建3	自動火災報知設備	警報設備	変更なし																							
141-建1	緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし																							
141-建1	緊急対策設備(1)	誘導灯	変更なし																							
141-建1	緊急対策設備(2)	堰(内部止水止水用)	新設																							
24.1-建1	非常用通報設備	放送設備	変更なし																							
24.1-建2	非常用通報設備	通信連絡設備	増設																							
24.2-建1	消火設備	屋外消火栓	変更なし																							
25.1-建1	自動火災報知設備	火災感知設備	変更なし																							
25.2-建1	自動火災報知設備	警報設備	変更なし																							
25.2-建1	緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし																							
25.2-建1	緊急対策設備(1)	誘導灯	変更なし																							

注1: 設計番号は6次申請の設計番号を示す

注2: 設計番号は7次申請の設計番号を示す

- : 設計変更なし+工事なし
- ◎: 設計変更あり+工事なし
- : 設計変更あり+工事あり 注3

注3: 当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

- 本加工施設では該当しない項目
- 設工認技術基準が変更または追加されている項目

新たに規制対象となる施設	
非常用通報設備	放送設備
非常用通報設備	通信連絡設備
消火設備	屋外消火栓
消火設備	消火器
緊急対策設備(1)	非常用照明
緊急対策設備(1)	誘導灯
緊急対策設備(1)	安全避難通路

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更理由

追表1-2-1(6次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(化学処理施設7/8)

資料No.	資料項目	加工施設の技術基準項目	23 各種技術基準																							備考*
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
仕様表No.	名称	事業許可との対応 ^{※1}	4.2-106																							
追表1-100	排出ボックス(1)	(213) 排出ボックス	変更なし																							
追表1-101	中間槽(1)	(214) 中間槽	改造																							
追表1-102	ろ過器(中間槽)(1)	(215) ろ過器	変更なし																							
追表1-103	溶出液受槽(1)	(217) 溶出液受槽	改造																							
追表1-104	リサイクル液受槽(1)	(219) リサイクル液受槽	改造																							
追表1-105	洗浄液受槽(1)	(221) 洗浄液受槽	改造																							
追表1-106	沈殿槽(1)	(223) 沈殿槽	改造																							
追表1-107	遠心分離機	(225) 遠心分離機	改造																							
追表1-108	ろ液受槽	(229) ろ液受槽pH異常インターロック	改造																							
追表1-109	仕上げろ過器	(228) 仕上げろ過器	変更なし																							
追表1-110	清澄液受槽	(231) 清澄液受槽	改造																							
追表1-111	乾燥機	(233) 乾燥機	改造																							
追表1-112	乾燥排気フィルタ	(234) 乾燥排気フィルタ	変更なし																							
追表1-113	ADU脱ホッパ	(235) ADU脱ホッパ	改造																							
追表1-114	ADU排出ボックス	(236) ADU排出ボックス	変更なし																							
追表1-115	粉砕機	(237) 粉砕機	改造																							
追表1-116	スクラップ戻機	(239) スクラップ戻機	改造																							
追表1-117	仮焼ポート用台車	(240) 仮焼ポート用台車	改造																							
追表1-118	ヒュームフード(1)	(242) ヒュームフード(1)	改造																							
追表1-119	ヒュームフード(2)	(243) ヒュームフード(2)	改造																							

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

追表1-2-1(6次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(化学処理施設 7/8)

資料No.	資料項目	加工施設の技術基準項目	その他の事項(注)で定める仕様																							備考*	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
仕様表No.	名称	事業許可との対応 ^{※1}	変更区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
追表イ設-100	抜出ボックス(1)	[213] 抜出ボックス	変更なし	●																							
追表イ設-101	中間槽(1)	[214] 中間槽	改造	●																							
追表イ設-102	ろ過器(中間槽)(1)	[215] ろ過器	改造	●																							
追表イ設-103	溶出液受槽(1)	[217] 溶出液受槽	改造	●																							
追表イ設-104	リサイクル液受槽(1)	[219] リサイクル液受槽	改造	●																							
追表イ設-105	洗浄液受槽(1)	[221] 洗浄液受槽	改造	●																							
追表イ設-106	沈殿槽(1)	[223] 沈殿槽	改造	●																							
追表イ設-107	濃心分離機	[225] 濃心分離機	改造	●																							
追表イ設-108	ろ液受槽	[227] ろ液受槽	改造	●																							
追表イ設-109	仕上ろ過器	[228] 仕上ろ過器	変更なし	○																							
追表イ設-110	清澄液受槽	[231] 清澄液受槽	改造	●																							
追表イ設-111	乾燥機	[233] 乾燥機	改造	●																							
追表イ設-112	乾燥排気フィルタ	[234] 乾燥排気フィルタ	変更なし	○																							
追表イ設-113	ADU受ホッパ	[235] ADU受ホッパ	改造	●																							
追表イ設-114	ADU抜出ボックス	[236] ADU抜出ボックス	変更なし	○																							
追表イ設-115	粉砕機	[237] 粉砕機	改造	●																							
追表イ設-116	スクラップ仮焼炉	[239] スクラップ仮焼炉	改造	●																							
追表イ設-117	仮焼ポート用台車	[240] 仮焼ポート用台車	改造	●																							
追表イ設-118	ヒュームフード(1)	[242] ヒュームフード(1)	改造	●																							
追表イ設-119	ヒュームフード(2)	[243] ヒュームフード(2)	改造	●																							

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更理由

追表1-2-6 (6次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準との対比表(放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄) 1/2)

資料No.	資料項目	設工認技術基準	項目	放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄) 1/2																								
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
仕様表No.	名称	事業許可との対応*	変更区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
ト設-表4	排気ファン(フィルタ室内排気系統) 排気ファン(付帯設備室内排気系統) 排気ファン(燃料倉庫室内排気系統) 排気ファン(燃料倉庫用排気系統) 排気ファン(転換加工室内排気系統(1)) 排気ファン(転換加工室内排気系統(2)) 排気ファン(転換加工室用排気系統(2)) 排気ファン(転換加工室用排気系統(4)) 排気ファン(転換加工室用排気系統(5)) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(1)) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(2)) 排気ファン(チェックタンク室用排気系統(2)) 排気ファン(計器室内排気系統)	{608}気体廃棄設備(1) {610}気体廃棄設備(1)排気ファン {617}気体廃棄設備(1)給排気ファンの駆動停止インターロック {627}気体廃棄設備(1)負圧警報装置 {639}気体廃棄設備(1)負圧警報装置	変更なし 変更なし 変更なし 改造 変更なし 改造 改造 改造 改造 改造 改造 改造 改造 改造																									
ト設-表5	排気ファン(転換加工室用排気系統(1)) 排気ファン(転換加工室用排気系統(3)) 排気ファン(第2燃料倉庫・貯留室内排気系統) 排気ファン(除染室(2)、過渡室(2)室内・局所排気系統) 排気ファン(分析室、分光分析室室内排気系統) 排気ファン(分析室、分光分析室用排気系統(2))	{608}気体廃棄設備(1) {610}気体廃棄設備(1)排気ファン {617}気体廃棄設備(1)給排気ファンの駆動停止インターロック {627}気体廃棄設備(1)負圧警報装置 {639}気体廃棄設備(1)負圧警報装置	改造 改造 改造 改造 改造 改造																									
ト設-表6	排気ファン(分析室、分光分析室用排気系統(1))	{608}気体廃棄設備(1) {610}気体廃棄設備(1)排気ファン {627}気体廃棄設備(1)負圧警報装置 {639}気体廃棄設備(1)負圧警報装置	改造																									
通表ト設-表15	スクラバ(塩素・還元炉、乾燥機系統)(転換加工室用排気系統(2))	{608}気体廃棄設備(1) {626}気体廃棄設備(1)スクラバ(塩素・還元炉、乾燥機系統)	改造																									
通表ト設-表18	水スクラバ(ウラン回収第1系系統)(転換加工室用排気系統(3))	{608}気体廃棄設備(1) {630}気体廃棄設備(1)水スクラバ(ウラン回収第1系系統)	改造																								*	
通表ト設-表19	アルカリススクラバ(ウラン回収第1系系統)(転換加工室用排気系統(3))	{608}気体廃棄設備(1) {631}気体廃棄設備(1)アルカリススクラバ(ウラン回収第1系系統)	改造																								*	
通表ト設-表20	排ガス冷却装置(ウラン回収第1系系統)(転換加工室用排気系統(3))	{608}気体廃棄設備(1) {632}気体廃棄設備(1)排ガス冷却装置(ウラン回収第1系系統)	改造																								*	
通表ト設-表21	コンデンサ(ウラン回収第1系系統)(転換加工室用排気系統(3))	{608}気体廃棄設備(1) {633}気体廃棄設備(1)コンデンサ(ウラン回収第1系系統)	改造																								*	
通表ト設-表22	スクラバ(ウラン回収第2系系統)(チェックタンク室用排気系統(2))	{608}気体廃棄設備(1) {634}気体廃棄設備(1)スクラバ(ウラン回収第2系系統)	改造																								*	
通表ト設-表25	スクラバ(分析系統)(分析室、分光分析室用排気系統(1))	{608}気体廃棄設備(1) {638}気体廃棄設備(1)スクラバ(分析系統)	改造																									
ト設-表31	排気ファン(燃料溶解室、燃料補修室用排気系統) 排気ファン(ペレット加工室内排気系統) 排気ファン(ペレット加工室用排気系統(1)) 排気ファン(ペレット加工室内・局所排気系統(3)) 排気ファン(ペレット加工室用排気系統(4)) 排気ファン(作業室内排気系統(1)) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(1)) 排気ファン(廃棄物一時貯留室内排気系統)	{640}気体廃棄設備(2) {642}気体廃棄設備(2)排気ファン {649}気体廃棄設備(2)給排気ファンの駆動停止インターロック {652}気体廃棄設備(2)負圧警報装置	改造 改造 改造 変更なし 改造 改造 変更なし 改造																									

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更理由

設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバー等の改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

追表1-2-8 (5次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(その他の加工施設)

資料No.	資料項目	加工施設の技術基準	項目	その他の加工施設																							
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
仕様表No.	名称	設計番号	事業許可との対応 [※]	変更区分																							
過表り設-1	非常用ディーゼル発電機(1)	{887,888}非常用設備 非常用電源設備	改造		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
過表り設-2	非常用ディーゼル発電機(2)	非常用ディーゼル発電機	改造		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
過表り設-3	表面電線型質量分析装置(1)	{906}分析設備 同位体分析設備	変更なし	○																							
過表り設-3	表面電線型質量分析装置(2)	{906}分析設備 同位体分析設備	変更なし	○																							
過表り設-3	固体発光分光分析装置	{907}分析設備 不純物分析設備	変更なし	○																							
過表り設-3	ICP質量分析装置		変更なし	○																							
過表り設-3	ICP発光分光分析装置		変更なし	○																							
過表り設-3	自動水分分析装置		変更なし	○																							
過表り設-3	炭素・硫黄同時分析装置		変更なし	○																							
過表り設-3	自動ハログゲン分析装置		変更なし	○																							
過表り設-3	α線スペクトル分析装置		変更なし	○																							
過表り設-3	飛水タンク		改造																								
過表り設-3	サンプル保管庫		新設	●																							
過表り設-3	発光分光分析装置		撤去																								
過表り設-4	比表面積測定装置	{908}分析設備 物性測定設備	変更なし	○																							
過表り設-4	蓄密度測定装置		変更なし	○																							
過表り設-4	平均粒径測定装置		改造	●																							
過表り設-5	試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	{909}分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	改造	●																							

※事業許可の安全機能一覧で区分された機器を組み合わせることで安全機能を満足させる場合もあり、そのような機器について設計では、安全機能一覧で区分された機器を組み合わせて申請機器として適合性を確認している。

○：設計変更なし+工事なし
 ◎：設計変更あり+工事なし
 ●：設計変更あり+工事あり

本加工施設では該当しない項目
 加工施設の技術基準が変更または追加されている項目

注1：当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

追表1-2-8 (5次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (その他の加工施設)

資料No.	資料項目	5																							備考*
		外壁衝撃損傷																							
加工施設の技術基準	項目	その他要項に付添なされる仕様																							
資料No.	項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
4	緊急停止																								
5	遮断																								
6	地震設備																								
7	津波設備																								
8	外壁衝撃損傷																								
9	防火設備																								
10	不注侵入																								
11	閉じ込め																								
12	安全機能																								
13	材料・構造																								
14	搬送設備																								
15	貯蔵設備																								
16	搬送設備																								
17	貯蔵設備																								
18	搬送設備																								
19	貯蔵設備																								
20	搬送設備																								
21	貯蔵設備																								
22	搬送設備																								
23	貯蔵設備																								

仕様表No.	設計番号	事業許可との対応*	変更区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
追表1設-1	42-006	非常用ディーゼル発電機(1) 非常用ディーゼル発電機(2)	改造		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●											
追表1設-2	906	表面電離型質量分析装置(1) 表面電離型質量分析装置(2)	改造	●																								
追表1設-3	907	固体発光分光分析装置	改造	●																								
		ICP質量分析装置	改造	●																								
		ICP発光分光分析装置	改造	●																								
		自動水分分析装置	改造	●																								
		炭素・硫黄同時分析装置	改造	●																								
		自動ハロゲン分析装置	改造	●																								
		α線スペクトル分析装置	改造	●																								
		高水タンク	改造	●																								
		サンプル保管庫	新設	●																								
		発光分光分析装置	撤去		●																							
追表1設-4	908	比表面積測定装置	改造	●																								
		濃度測定装置	改造	●																								
		平均粒径測定装置	改造	●																								
追表1設-5	909	試料回収ボックス (不純物分析設備付装置)	改造	●																								

※事業許可の安全機能一覧で区分された機器を組み合わせることで安全機能を満足させる場合もあり、そのような機器について設計では、安全機能一覧で区分された機器を組み合わせて申請機器として適合性を確認している。

○：設計変更なし+工事なし
 ◎：設計変更あり+工事なし
 ●：設計変更あり+工事あり

■ 本加工施設では該当しない項目
 ■ 加工施設の技術基準が変更または追加されている項目

注1：当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

非常用通報設備 (所内)

設備名称	本申請対象 (汎用品)	員数	設置場所	添付図	
非常用通報設備	非常ベル設備	警報盤、 配線	4基	放射線管理棟 (代替防災ルーム)	図リ非-6
放送設備	放送設備本体、 本体付マイク、 配線	1基	放射線管理棟 (代替防災ルーム)	図リ非-6	
	マイク、 配線	1基	防災ルーム	図リ非-6	
	マイク、 配線	1基	警備所	図リ非-6	
通信連絡設備 (電話設備： 有線式)	電話交換機、 配線	1基	事務本館	図リ非-6	
	固定電話、 配線	1基	防災ルーム	図リ非-6	
	固定電話、 配線	1式	警備所	図リ非-6	
通信連絡設備 (電話設備： 無線式)	携帯電話 (内線)	1式	防災組織要員が 所持	—	
通信連絡設備 (無線通信設備)	業務用無線設備	1式	防災ルーム	図リ非-6	
	業務用無線設備	1式	警備所	図リ非-6	
	業務用無線設備	1式	放射線管理棟 (代替防災ルーム)	図リ非-6	
	業務用無線設備	1基	転換工場	図リ非-6	

2911

非常用通報設備 (所内)

設備名称	本申請対象 (汎用品)	員数	設置場所	添付図	
非常用通報設備	非常ベル設備	警報盤、 配線	4基	放射線管理棟 (代替防災ルーム)	図リ非-6
放送設備	放送設備本体、 本体付マイク、 配線	1基	放射線管理棟 (代替防災ルーム)	図リ非-6	
	マイク、 配線	1基	防災ルーム	図リ非-6	
	マイク、 配線	1基	警備所	図リ非-6	
通信連絡設備 (電話設備： 有線式)	電話交換機、 配線	1基	事務本館	図リ非-6	
	固定電話、 配線	1基	防災ルーム	図リ非-6	
	固定電話、 配線	1式	警備所	図リ非-6	
	<u>固定電話、 配線</u>	<u>1基</u>	<u>第3座車物倉庫</u>	<u>図リ非-6</u>	
通信連絡設備 (電話設備： 無線式)	携帯電話 (内線)	1式	防災組織要員が 所持	—	
通信連絡設備 (無線通信設備)	業務用無線設備	1式	防災ルーム	図リ非-6	
	業務用無線設備	1式	警備所	図リ非-6	
	業務用無線設備	1式	放射線管理棟 (代替防災ルーム)	図リ非-6	
	業務用無線設備	1基	転換工場	図リ非-6	

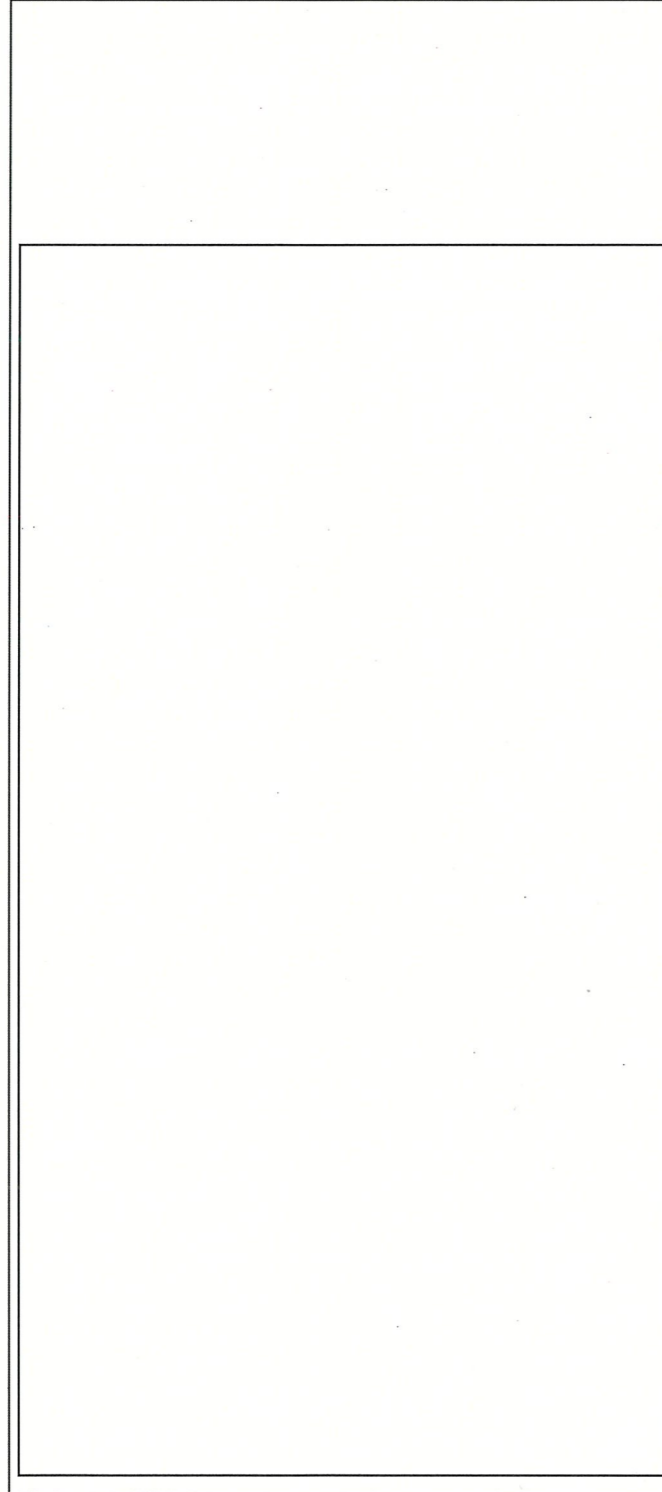
2911

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

添付 3

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)



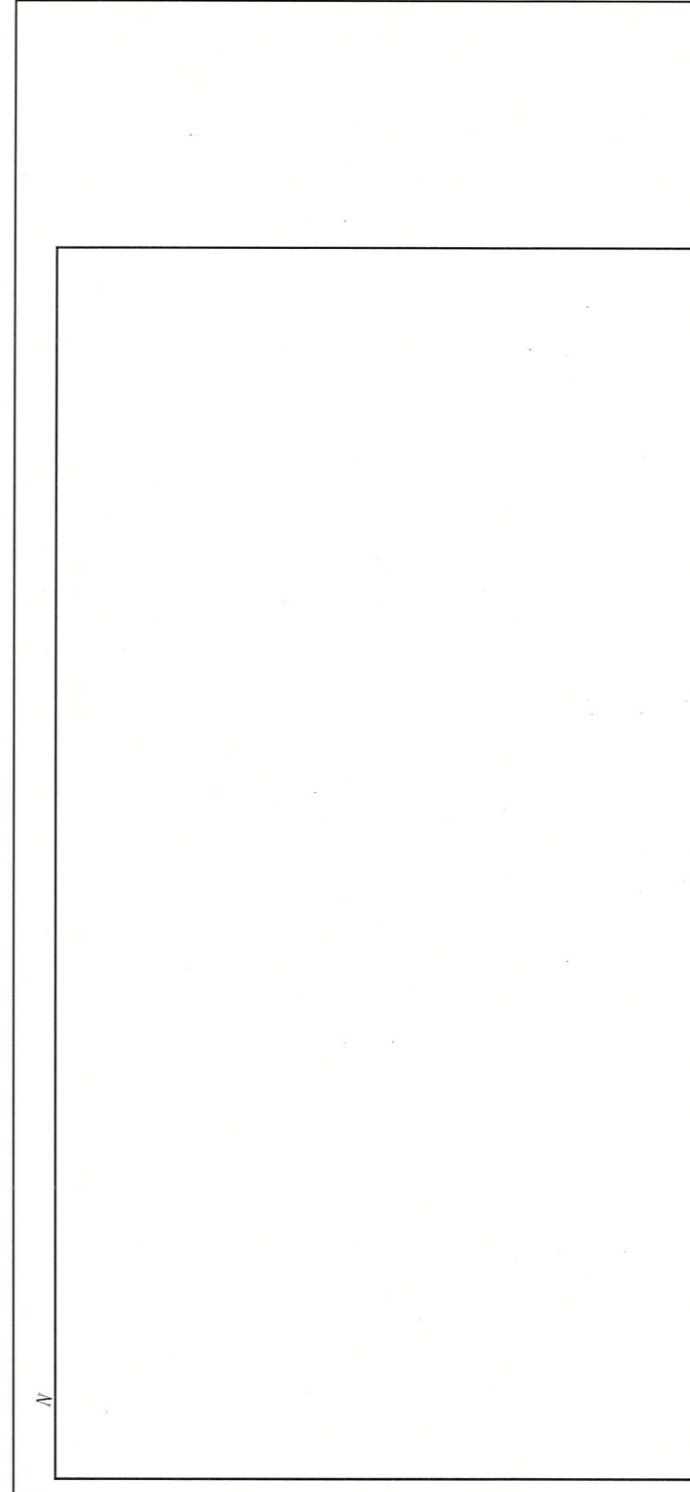
名称	自動火災報知設備
図番	図リ非-3-2
名称	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(第3核燃料倉庫2階)
図番	付属建物 第3核燃料倉庫

- ㊦ : 発信機 (P型 2個)
- ㊧ : 警報設備 (ベル) (2個)
- ㊨ : 吹抜け

- 凡例
- ㊩ : 煙感知器 (10個)
- : 熱感知器 (4個)
- : 空気管式感知器 (空気管)
- ⊠ : 空気管式感知器 (感知器 5基)

1845

変更後



名称	自動火災報知設備
図番	図リ非-3-2
名称	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(第3核燃料倉庫2階)
図番	付属建物 第3核燃料倉庫

- ㊦ : 発信機 (P型 2個)
- ㊧ : 警報設備 (ベル) (2個)
- ㊨ : 吹抜け

- 凡例
- ㊩ : 煙感知器 (11個)
- : 熱感知器 (4個)
- : 空気管式感知器 (空気管)
- ⊠ : 空気管式感知器 (感知器 5基)

1845

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

<p>1861</p> <p>凡例 ——：敷地境界 ※：消防上の設置義務はないが、更なる安全確保向上を目的として、粉末消火器(10型 1本)を追加設置する □：非常用通報設備 非常ベル設備 警報盤の設置場所 △：非常用通報設備 放送設備 放送設備本体等の設置場所(注) ▲：非常用通報設備 通信連絡設備 電話交換機等の設置場所(注) ○：自動火災報知設備 火災感知設備 受信器の設置場所 ●：自動火災報知設備 警報設備 中継盤の設置場所 (注) 放送設備 放射線管理棟(代替防災ルーム)：放送設備本体(台、本体付マイク) 防災ルーム：マイク 警備所：マイク 通信連絡設備 放射線管理棟(代替防災ルーム)：業務用無線設備、ファクシミリ装置 事務本館：電話交換機、固定式衛星電話 防災ルーム：オフサイトセンター専用、県災害時優先、業務用無線設備、ファクシミリ装置、携帯式衛星電話、電話設備(有線式) 警備所：消防署専用、警察災害時優先、業務用無線設備、電話設備(有線式) 転換工場：業務用無線設備</p>	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>非常用設備配置図</td> </tr> <tr> <td>図番</td> <td>図リ非-6</td> </tr> </table>	名称	非常用設備配置図	図番	図リ非-6
名称	非常用設備配置図				
図番	図リ非-6				

変更後

<p>1861</p> <p>凡例 ——：敷地境界 ※：消防上の設置義務はないが、更なる安全確保向上を目的として、粉末消火器(10型 1本)を追加設置する ※2：多線性を確保するために電話設備(有線式)を設置する □：非常用通報設備 非常ベル設備 警報盤の設置場所 △：非常用通報設備 放送設備 放送設備本体等の設置場所(注) ▲：非常用通報設備 通信連絡設備 電話交換機等の設置場所(注) ○：自動火災報知設備 火災感知設備 受信器の設置場所 ●：自動火災報知設備 警報設備 中継盤の設置場所 (注) 放送設備 放射線管理棟(代替防災ルーム)：放送設備本体(台、本体付マイク) 防災ルーム：マイク 警備所：マイク 通信連絡設備 放射線管理棟(代替防災ルーム)：業務用無線設備、ファクシミリ装置 事務本館：電話交換機、固定式衛星電話 防災ルーム：オフサイトセンター専用、県災害時優先、業務用無線設備、ファクシミリ装置、携帯式衛星電話、電話設備(有線式) 警備所：消防署専用、警察災害時優先、業務用無線設備、電話設備(有線式) 転換工場：業務用無線設備</p>	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>非常用設備配置図</td> </tr> <tr> <td>図番</td> <td>図リ非-6</td> </tr> </table>	名称	非常用設備配置図	図番	図リ非-6
名称	非常用設備配置図				
図番	図リ非-6				

変更理由

変更内容の記載適正化に伴い、非常用設備の配置記述を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。